

箕面市立介護老人保健施設・利用料金表概要（訪問リハビリテーション）

令和6年（2024年）6月

■訪問リハビリテーション（1日あたり）の料金

区 分		負 担 割 合		
		1割	2割	3割
訪問リハビリテ ーション費	20分	329円	657円	985円
	40分	657円	1,314円	1,970円
	60分	985円	1,970円	2,955円

【加算・減算料金】

加 算 項 目	負 担 割 合			算 定 要 件
	1割	2割	3割	
短期集中個別リハビリテ ーション実施加算	214円/日	427円/日	640円/日	退院（退所）日、または要介護認定日から起算して3月以内の間に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合に算定します。
リハビリテーションマネジメン ト加算 イ	192円/月	384円/月	576円/月	リハビリテーション計画を作成し、計画に基づいたリハビリテーションの提供や記録、見直しを行い、リハビリテーション会議を開催して、利用者又は家族に説明し同意を得ている場合に算定します。
リハビリテーションマネジメン ト加算 ロ	228円/月	455円/月	682円/月	加算(イ)に加え、リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たり、当該情報をリハビリテーションの適切かつ有効な実施のため必要な情報を活用している場合に算定します。
リハビリテーションマネジメン ト加算 医師説明	288円/月	576円/月	864円/月	事業所の医師がリハビリテーション計画書を利用者又は家族に説明し同意を得た場合に算定します。
認知症短期集中リハビリテ ーション実施加算	256円/月	512円/月	768円/月	認知症であると医師が判断された方で、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された場合に加算します。退院（退所）日又は訪問開始日から3カ月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行います。
事業所の医師がリハビリテ ーション計画の作成に係る診療を 行わなかった場合	-54円/回	-107円/回	-160円/回	やむを得ず医師がリハビリテーション計画の作成に係れなかった場合に減算します。
移行支援加算	19円/回	37円/回	55円/回	リハビリテーションをすることにより、日常生活動作（ADL）や手段の日常生活動作（IADL：日常生活動作以外に買い物、調理、お金の管理、交通手段の活用など社会生活を送る上で欠かすことのできない手段）が向上することにより、家庭内での家事や社会への参加ができるようになり、他のサービス（通所介護など）に移行するに当たり、ご利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供する場合に算定します。
退院時共同指導加算	640円/回	1,280円/回	1,919円/回	病院等医療機関から退院するあたり、当施設の医師又は療法士が退院前カンファレンスに参加し、在宅での必要なリハビリテーションに必要な指導を共同で行った場合に算定します。
サービス提供体制強化加算	7円/日	13円/日	20円/日	リハビリテーションを直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数が7年以上の者がいる場合に算定します。

◎介護報酬にかかる利用料は、端数処理をしてご入所者の負担額（保険1割～3割負担分）を算定していますので、

月額での請求時に若干の差異が生じる場合があります。